

杉並区情報化基本方針

平成29～33年度（2017～2021年度）



杉並区

区は、平成 25 年 6 月に、区の情報化のあり方や目標を示す基本的な方針として「杉並区情報化基本方針」を改定し、安全・安心を支える情報サービス・情報基盤の整備や I C T の活用による利便性の高い区民サービスの実現に取り組んできました。

この間、国においても「世界最先端 I T 国家創造宣言」を策定し、マイナンバー制度の活用や国・地方の I T 化・業務改革の方針を掲げています。

私たちの日常生活では、スマートフォンが広く浸透し、SNS による新しいコミュニケーション手段が発展するなど、I C T の利活用が進んでいます。さらに今後は、高齢者の在宅介護などの分野においても、A I や I o T などの新たな技術の活用が期待されています。

区は、少子高齢化が進む中、区政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、基本構想の実現に向けた道筋を明確にするため、平成 28 年 11 月に実行計画等の改定を行ったところです。

このたび、実行計画等の改定を踏まえ、I C T の進展や情報化をめぐる新たな課題に対応するため、「杉並区情報化基本方針」と「杉並区情報化アクションプラン」を改定いたしました。

今後、情報化の面から基本構想の実現を支えていくため、I C T を活用した区民サービスの更なる向上や、区と区民との協働を支えるコミュニケーションの充実、情報セキュリティ対策の一層の強化など、情報化基本方針・アクションプランの着実な推進に全力で取り組んでまいります。

平成29年 7 月

杉並区長

田中良

目次

はじめに—情報化基本方針の改定に当たって	1
1 改定の趣旨	1
2 情報化基本方針の位置づけ等	1
3 情報化をめぐる状況	2
4 情報化基本方針の取組と目標	4
第一 地域情報化の推進	5
目標1 安全・安心を支える災害に強い情報サービス・情報基盤の整備	5
目標2 参加と協働による地域社会を実現する情報発信・交流の推進	9
目標3 ICTの活用による多様なニーズに応える区民サービスの実現	12
第二 創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進	14
目標1 効率的かつ安全な情報化の推進	14
目標2 行政保有情報の共有・活用の推進	17
目標3 ICTを効率的・実践的に活用できる人材の育成	19
第三 情報化基本方針の実現に向けて	20
1 アクションプランの策定	20
2 情報化基本方針・アクションプランの推進体制	20

1 改定の趣旨

区は、平成 25 年 6 月に策定した杉並区情報化基本方針（以下「情報化基本方針」という。）において、「地域情報化の推進」と「創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進」の 2 つの取組の方向を掲げ、その実現に向けた取組を進めてきました。

こうした中、区政を取り巻く社会経済状況の変化や新たな課題への対応を図り、杉並区基本構想の実現に向けた道筋を明確にするため、平成 28 年 11 月、実行計画、協働推進計画及び行財政改革推進計画（以下「実行計画等」という。）を改定しました。

現在の情報化基本方針の対象期間は、平成 29 年度までとされており、改定された実行計画等との整合を図るとともに、情報通信技術（以下「ICT¹」という。）の進展や情報化をめぐる状況の変化等に的確に対応するため、必要な見直しを行うこととしました。

2 情報化基本方針の位置づけ等

（1）位置づけ

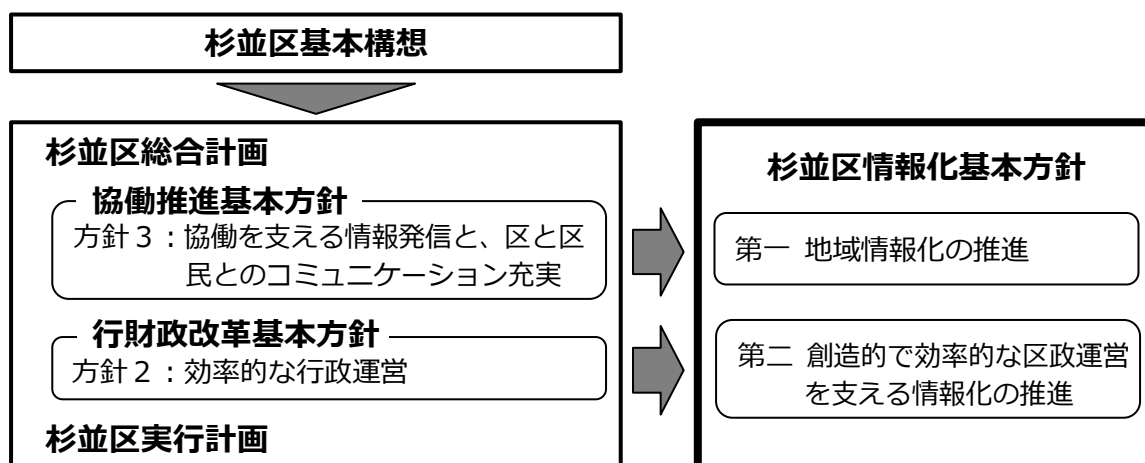
情報化基本方針は、杉並区基本構想を実現するために策定した「杉並区総合計画」のうち、協働推進基本方針の一つである「協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実」及び行財政改革基本方針の一つである「効率的な行政運営」を基に、区の情報化施策を具体化し、今後の区の目指す情報化のあり方や目標等を示す最も基本的な方針として位置づけられるものです。

（2）計画期間

情報化基本方針は、ICTの進展の速度や国の動向等を考慮し、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年を対象期間として設定するものです。

¹ ICT … Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来から頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味。

情報化基本方針の位置づけ



3 情報化をめぐる状況

(1) 情報化に対する国・東京都の動向

国は、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言（以下「創造宣言」という。）」を策定し、今後の目指すべき社会像として、「革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」、「健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会」、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を掲げ、利用者志向の行政サービスの実現や社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度²」という。）の活用等による国民生活の向上等の取組を加速することとしています。

また、平成28年5月に改定された創造宣言においては、今後の取組方針として、自治体クラウド³導入の加速化による地方自治体のIT化・業務改革の推進や、多種多様なデータを社会全体で共有し、IoT（インターネットオブシングス）⁴やAI（人工知能）⁵を活用することによる国民生活の利便性向上等を示しています。

² マイナンバー制度 … 国民に対して1人1つの番号（個人番号）を付する制度。社会保障や税等の分野で効率的に情報を管理・確認するために活用される。

³ 自治体クラウド … 地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

⁴ IoT … Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

⁵ AI … Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

一方、東京都においては、平成 28 年 3 月に「東京都における情報通信施策の展開に向けた現状・課題と今後の方向性」を策定し、I C T を政策実現のツールとして利活用することを通じ、地域の活性化や新ビジネスの創出等を指す「都民生活の質の向上」の実現に向けた取組を進めています。

(2) 区の情報化への取組と区民の意識

区はこれまで情報化基本方針に基づき、安全・安心を支える情報サービス・情報基盤の整備や I C T を活用した利便性の高い区民サービスの実現を目指し、地理情報システム（以下「G I S⁶」という。）を活用した災害時の情報収集・発信の仕組みづくりや高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすい区公式ホームページのリニューアル、公共施設予約システム「さざんかねっと」の機能向上等に取り組み、区の情報化を推進してきました。

一方、区の情報化に関する区民の意識について、平成 28 年 10 月にまとめられた「杉並区区民意向調査」では、「区のインターネットによる情報発信に期待すること」として、区役所に行かなくても申請等の手続きができることや必要な情報が検索しやすくなる機能の充実が挙げられており、I C T を活用した利便性の高い区民サービスの推進が求められています。

また、平成 28 年 11 月に実施した区政モニターアンケートの結果では、回答者の 7 割近くがスマートフォン⁷を使用するとともに、S N S⁸についても 6 割近くが利用しており、これらの新たな情報通信機器やサービスが区民の生活に浸透しつつあり、若い世代を中心にコミュニケーションの手段として活用されている状況が明らかとなりました。S N S を活用した区の情報発信については、回答者の多くが災害時の情報発信や区のイベント情報の発信に期待を寄せるなど、新たな区と区民とのコミュニケーションの手段として S N S の存在感が高まっています。その反面、回答者からは、I C T を活用した情報発信の推進ばかりでなく、身近な広報紙等 I C T に頼らない情報発信の充実も期待されています。

⁶ G I S（地理情報システム） … Geographic Information System の略。地図情報にさまざまな情報を付加させ、様々な情報を表示・検索する機能をもったシステム。

⁷ スマートフォン … 従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することができる。

⁸ S N S … Social Networking Service の略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

4 情報化基本方針の取組と目標

区を取り巻く社会経済状況が大きく変化していく中で、区民一人ひとりが安心して、いきいきと、快適に暮らすことのできる魅力ある地域社会を築いていくためには、区や区民、地域社会で活動する団体等の多様な主体が、互いに情報を受発信できる仕組みをつくり、連携・協力することによって地域の課題解決や魅力の発見・創造等につなげていくことが必要になっています。また、ICTの活用による利便性の高い行政サービスの実現や、より多くの方が利用しやすい情報発信の充実が求められています。

一方、厳しい財政状況が続くことが予想される中で、多様な区民ニーズに確実に応えていくためには、創造的で効率的な区政運営を実現していかねばなりません。そのためには、区の情報システムやそれを活用した業務について、そのあり方を見直し、幅広い視野から、より一層効率的で効果的な運営を図っていく必要があります。あわせて、区が保有する情報について区の組織・職員間で共有することはもとより、区民や企業等が活用できるよう提供することにより、新たな活用方法やサービスを生み出し、区民の利便性の向上や地域の活性化につなげていくことが大切です。

以上の考え方にに基づき、第一の取組「地域情報化の推進」、第二の取組「創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進」については、継続して取り組むこととしました。一方、各取組の目標については、社会経済状況の変化やICTの進展、これまでの区の取組の成果等を踏まえて、以下のとおり見直すこととしました。

第一 地域情報化の推進

目標1 安全・安心を支える災害に強い情報サービス・情報基盤の整備

目標2 参加と協働による地域社会を実現する情報発信・交流の推進

目標3 ICTの活用による多様なニーズに応える区民サービスの実現

第二 創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進

目標1 効率的かつ安全な情報化の推進

目標2 行政保有情報の共有・活用の推進

目標3 ICTを効率的・実践的に活用できる人材の育成

目標 1 安全・安心を支える災害に強い情報サービス・情報基盤の整備

(1) 災害に備えた情報の収集・発信手段の多様化の推進

災害時に区民に対し、正確な被害状況を伝達することや安全な避難誘導・救援活動を行うことは極めて大切であり、そのためには、災害に備え、情報の収集・発信手段の多様化を図ることが重要です。

災害時における情報の発信については、広報紙、掲示板、広報車両に加え、ホームページやツイッター⁹、デジタル防災行政無線、文字・音声により情報を提供する防災行政無線電光表示局の設置等多様な手段の活用を進め、必要な情報を区民に届ける仕組みを整えてきました。

また、災害時の情報の収集については、これまで地域防災無線を活用し、ガス・電気等のライフライン事業者と被災状況や復旧状況等の災害情報を共有する体制を整えてきました。

さらに、平成 27 年度からは、GIS を活用した災害情報システムを運用し、防災地図アプリケーション¹⁰「すぎナビ」を通じて、各震災救援所及び区民等から寄せられる災害・被害情報を収集し、それらの情報を区民に速やかに提供する仕組みについても整備を進めてきました。

今後は、GIS を活用した仕組みを更に発展させ、安全な避難経路への誘導や多言語対応等、災害時において必要な情報をわかりやすく伝える取組を進めていきます。

また、東日本大震災においては、鉄道の多くが運行を停止し、道路では大規模な渋滞が発生したことから、東京都では300万人以上の帰宅困難者が発生するとともに、携帯電話等の通信手段がつながりにくい状況となりました。

これらの課題を教訓として、区ではこれまで民間事業者等と協定を結んで帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や各震災救援所へのWi-Fi環境の整備に取り組んできました。

⁹ ツイッター … 140文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿できる情報サービス。なお、ツイートとは「鳥のさえずり」や「つぶやき」という意味がある。

¹⁰ アプリケーション … ワープロや表計算等、ある特定の目的のために利用するソフトウェア。

今後は、一時滞在施設の確保を更に進めるとともに、災害時でも安定的で、つながりやすい通信手段を一時滞在施設に導入するなど、災害時の情報伝達環境を拡充していきます。

一方、災害の影響を最小限にするためには、平時における防災・減災意識の向上の取組も大切です。

今後、建物被害等の想定や減災対策の取組効果を地図化するなど独自の地震被害シミュレーションを行い、その結果を防災地図アプリケーション「すぎナビ」や区公式ホームページ等で「見える化」して情報を発信することで、建物被害想定等の情報について区民との共有を進めていきます。これらの取組を計画的な耐震・不燃化等の防災まちづくりにつなげていくとともに、シミュレーション結果を踏まえて、各地域の状況に合わせた防災訓練を実施するなど、ハードとソフトの両面から災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。

(2) ICTを活用した災害時の被災者支援の強化

災害時において区民の安全・安心を確保するためには、被災された方の安否確認や被災状況等の迅速な把握が欠かせません。特に、高齢や障害等により自力での避難が困難な災害時要配慮者に関する情報については、その安否確認や救護支援を適切に行うため、迅速な把握が必要です。

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が占める割合は約6割にのぼり、また、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に達するなど、大きな課題を残しました。このことを踏まえ、区は災害時要配慮者支援システムを導入し、各震災救援所から情報を収集して災害時要配慮者の安否確認を迅速に行える仕組みの整備を進めてきました。

今後は、このシステムをより効果的に活用し、避難生活における支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、被災者の生活を早期に再建するためには、被害認定調査から、り災証明書¹¹の発行、被災者台帳の整備までを一元的に管理し、その後の生活再建支援につなげていく円滑な情報連携の仕組みを作ることが大切です。

¹¹ り災証明書 … 災害により被害を受けたことを公的に証明するもので、区が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行される証明。

今後、東京都が推奨する被災者生活再建支援システムの導入を進め、災害時の被害認定調査結果の電子データ化により、被災証明書の迅速な発行等を行い、被災者の生活再建の支援を効率的かつ迅速に行えるよう、災害時の情報連携を強化していきます。

(3) 災害に強い情報システムの整備

災害時に行政サービスを継続的に実施する、あるいは、早期に再開するためには、災害に強い情報システムの整備が必要です。東日本大震災の際には、情報システムを設置する庁舎が被害を受け、別な場所での行政サービスの再開を余儀なくされた自治体もありました。また、地域の情報を提供する自治体の公式ホームページにアクセスが集中し、自治体が発信する情報が十分に住民に届かない状況も発生しました。

このことを踏まえ、平成 28 年 1 月の区公式ホームページの再構築において、ウェブサイトを活用するサーバ¹²を遠隔地と近隣の 2 箇所のデータセンター¹³に分散配置するとともに、発災時に対応した専用ページを用意するなど、災害時の情報発信機能を向上させてきました。

また、区内部で管理する情報のうち、バックアップした重要なデータを定期的に遠隔地で保管するとともに、汎用コンピュータ¹⁴で運用する住民情報系システム¹⁵については、平成 21 年 11 月に藤沢市と災害時相互支援に関する協定を締結し、杉並区が被災した場合に、藤沢市で住民基本台帳等を出力することを可能にしています。

さらに、住民情報系システム等、区民サービスに大きな影響を与える情報システムに関して、災害等が発生した際の初動計画の策定や実地訓練等を行ってきたところです。

今後は、災害時において区民の生命・財産等を守るために優先して実施する

¹² サーバ … インターネット等のネットワーク上で、サービスや情報を提供するコンピュータ。

¹³ データセンター … 耐震性に優れた建物に高速な通信回線を引き込み、自家発電設備や高度な空調設備を備え、ID カード等による入退室管理やカメラによる 24 時間監視等でセキュリティを確保した情報システムを管理するための専用施設。

¹⁴ 汎用コンピュータ … 事務処理や科学技術計算等の様々な処理を行うための、大型コンピュータ。メインフレームともいう。

¹⁵ 住民情報系システム … 住民情報を扱う住民記録システムを中心とした税、国民健康保険、介護保険等のシステム。

業務について、その業務を支える情報システムの業務継続計画の策定を、全庁の業務継続計画との整合性を図りながら進めます。また、住民情報系システムについてはオープン系システム¹⁶による再構築を計画していますが、データが集中するサーバ等の重要な機器の設置場所について、遠隔地にあるデータセンターの活用を検討するとともに、バックアップ方法のあり方や災害時の迅速な復旧方法の検討等、より一層災害に強いシステムづくりを進めていきます。

¹⁶ オープン系システム … 公開されている標準的な仕様に準拠したソフトウェアやハードウェアを使用し、構築されたシステム。

目標 2 参加と協働による地域社会を実現する情報発信・交流の推進

(1) 「伝える」広報から「伝わる」広報への転換

区民参加と協働に基づく区政運営は、これからの地域社会づくりの礎であり、そのためには区政に関する情報を区民と共有することが欠かせません。また、区内外に区の情報や魅力を効果的に伝えることにより、区のイメージを向上させ、区の発展につなげていくことが大切です。

区は、これまで広報紙や区公式ホームページ等を活用して、区の施策や魅力、地域コミュニティに関する情報を発信してきました。

一方、少子高齢化の急速な進展の中で、区にはまちづくりや災害対策、区立施設の再編整備等の取り組むべき重要な課題が数多くあります。こうした課題を解決するためには、これらの情報が区民に正確かつ確実に伝わるようにこれまでの表現方法や伝達手段を見直す必要があります。それとともに、区と区民がコミュニケーションを取り合い、区民とともに情報発信を行うなど、区民参画・区民協働の視点に立った新たな広報への転換を進めていくことが重要です。

区は、平成 28 年 4 月から広報や宣伝、デザイン等の業務に精通した外部人材を広報専門監として登用し、より戦略的な広報に取り組んでいます。

今後、区が行う情報発信に関する総合的かつ戦略的な指針となる広報戦略に基づき、よりわかりやすく区の政策や魅力等を発信することで、区民一人一人の区への誇りや愛着心を高め、更には積極的な区政への参加に結び付けていきます。

(2) 地域の活性化につなげる情報発信・交流の推進

区は、これまで、「人と人、地域と地域をつなぎ、杉並を元気に」を基本理念とする「すぎなみフェスタ」をはじめ、様々なイベントを支援し、区民相互の交流を促進するとともに、地域活動応援サイト「すぎなみ地域コム」を開設し、区民の地域活動への参加や地域団体間の協働を支える情報基盤として運営してきました。

今後も、地域コミュニティの活性化やNPO等の団体相互の交流促進に向けた取組を一層進めるため、「すぎなみ地域コム」による情報発信・交流の充実等を図っていきます。

一方、区は、平成 27 年 12 月に「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、地方創生の推進に取り組んでいます。総合戦略では、来街者を増やし、まちのにぎわいを創出することを目標の一つに掲げていますが、その実現のためには、区民や団体等の多様な主体が連携・協力し、地域で培われてきた文化や歴史等、区の様々な魅力を効果的に発信していくことが大切です。

これまで区は、区外からより多くの来街者を誘致し、区の「にぎわい・商機」につなげていくために、区内の産業団体や企業、NPO等との協働による「中央線あるあるプロジェクト」の推進や、区民ライターが区民目線で区の魅力を発信する区公式ウェブサイト「すぎなみ学倶楽部」の運営等を行ってきました。

今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向け、増加が見込まれる訪日外国人等、区外からの来街者を区に誘致するため、区内の企業、団体等と協働して更なる区の魅力発信に努めていきます。また、外国人旅行者に向けた発信情報の多言語化や無料Wi-Fi環境の整備等、来街者の利便性向上を図ります。

（３）一人ひとりに合った情報発信の充実

ICTの進展に伴い、パソコンのみならず、スマートフォン、タブレット端末¹⁷等の便利な情報通信機器が登場するとともに、SNS等の新たなサービスも広く利用されるようになっていきます。

区はこれまで、区公式ホームページについて、スマートフォンでも情報の見やすい専用画面を設けるとともに、読み上げ機能に対応した表示にするなど、より多くの方が利用しやすい情報発信の充実に取り組んできました。また、SNSを活用し、雇用・求人に関する情報の発信や、児童青少年センターを利用する子どもとその保護者等に向けた施設の利用状況、イベントに関する情報の発信等を進めてきました。

今後、これらの取組を更に進めていくとともに、平成 29 年 7 月からサービスを開始する予定のマイナポータル¹⁸を利用した情報提供の仕組み等、新たな手段

¹⁷ タブレット端末 … タッチ操作やペン入力等が可能な液晶画面を搭載した端末。

¹⁸ マイナポータル … 行政機関が社会保障・税番号(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備する仕組み。

も活用しながら、ICTを用いた一人ひとりに合った情報発信の充実を進めていきます。

一方、様々な理由によりICTを利用することが難しい方に向けた取組も大切です。

これまで、広報紙やケーブルテレビ等、区民に身近な媒体からも、区を取組やイベント等の情報を発信してきました。また、ゆうゆう館の運営事業者やシルバー人材センター等との協働により開催する高齢者向けのパソコン講座への支援等、高齢者の学びや社会参加につなげる取組も行っています。

今後、よりわかりやすい広報紙づくり等ICT以外の情報発信の充実を図るとともに、引き続きICTの利用に向けた支援等の取組も進めていきます。

目標3 ICTの活用による多様なニーズに応える区民サービスの実現

(1) ICTを活用した区民ニーズに応えるサービスの実現

ICTの進展に伴い、近年、インターネットを通じた商品やサービスの購入・利用が拡大しており、こうしたサービスを利用することにより、利用者は時間や場所を問わず、効率的に必要なものを手に入れることができるようになりました。

地方自治体においても、ICTを活用し、区民の利便性を高める新たな行政サービスの提供に取り組むことが大切です。

区はこれまで、インターネットを通じた図書や公共施設の予約、地方税の電子申告の受付やがん検診の電子申請、コンビニエンスストアでの住民票等各種証明書の発行等、ICTを活用した区民のニーズに応えるサービスを提供してきました。

今後は、住民情報系システムの再構築に伴う新たな機能の追加やマイナンバーカード¹⁹の活用、更には、AIやIoTなど第4次産業革命ともいわれる革新的技術も採り入れながら、公的個人認証を用いた各種電子申請や遠隔からの高齢者の見守りなどICTの活用による多様なニーズに応える区民サービスの更なる充実を進めていきます。

(2) 学校ICT環境の整備・充実

ICTを活用した授業は、子どもたちの学習をより一層深めるとともに、ICT機器が特別な支援が必要な子どもの学びを支援する機能を有することを含め、全ての子どもたちの学びの可能性を拓けることにつながります。

このため、区では、区立小中学校の全普通教室に電子黒板機能付プロジェクターを配備し、動画やカラー画像などのデジタル教材を有効に活用した授業を進めてきました。また、一部の小中学校にタブレットPCを配備して、電子黒板機能付プロジェクターと連動させ、子ども同士がタブレットPCを用いて意見を交換し合い、それらをプロジェクターにまとめて発表・共有するなど、主

¹⁹ マイナンバーカード … 本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード。

体的・対話的な学習活動等に活用しています。

こうした実績等を踏まえ、引き続き、教員のICT活用能力の向上やタブレットPCの計画的な配備など、学校ICT環境の整備・充実に取り組んでいきます。

第二 創造的で効率的な区政運営を支える情報化の推進

目標 1 効率的かつ安全な情報化の推進

(1) 情報システムの効率的な構築・運用の推進

ICTの活用が区の様々な分野で広がり、その内容が高度化する中で、区の財政負担は大きくなっており、情報システムの構築・改修に当たっては、費用対効果という観点から、最適な機器や通信手段の選択、市場価格等の調査をより一層きめ細かく行っていくことが求められます。

そのためには、ICTに関する最新の情報や調達するサービス、機器等に関する専門的な知識が必要です。

区は平成24年度から、外部の専門的な機関を活用して、新規に構築・改修するシステムを対象に、その経費の妥当性等を精査し、効率的で適正なシステム調達に取り組んでいます。

今後、これまでの経費の妥当性等を精査する取組を検証し、システム調達におけるガイドラインの改定を行うなど、情報システムのより効率的な構築・運用を進めていきます。

(2) 住民情報系システムの再構築の推進

区は、約半世紀にわたり、住民基本台帳、地方税務、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の住民情報系業務を汎用コンピュータにより構築されたシステムにより処理し、円滑かつ安定的に、質の高い区民サービスの提供を行ってきました。

しかし、現行システムは、度重なる制度変更への対応や外部環境の変化等により、システム構造の複雑化やコストの増大、将来の技術者不足等の課題を抱えています。また、国は、平成26年3月に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を示し、汎用コンピュータを運用している大規模自治体に対して既存システムのオープン化を求めています。

このような状況を踏まえ、区は、平成28年9月に「住民情報系システム再構築方針（以下「再構築方針」という。）」を策定しました。

再構築方針では、住民情報系システムのあり方を抜本的に見直して現行シス

テムの課題を解消し、区民サービスの向上を図ることを目的として、制度変更への柔軟な対応、業務の効率化・標準化、新たな区民サービスの導入等の実現を掲げています。

今後、再構築方針に基づき、セキュリティの確保や費用対効果を考慮したオープン系システムの導入に取り組むとともに、現行業務の分析及び標準的なパッケージシステム²⁰を踏まえた現行業務の見直しを行うことにより、効率的なシステムの構築を目指していきます。

(3) 情報システムのセキュリティ対策の強化

近年、いわゆる「標的型攻撃」等による国の機関や企業等の情報を狙ったセキュリティ事件が多発し、大きな脅威となっています。

平成27年には、日本年金機構において、外部から送付された不審メールに起因する不正アクセスによって、機構が保有している約125万件もの個人情報が出流する大規模な情報漏えい事件が発生しました。この事件は、マイナンバー制度の施行を控え、多くの個人情報を保有する地方自治体にとって大きな警鐘となりました。

区においては、巧妙化するサイバー攻撃から区の重要な情報を守るため、インターネット等の外部に接続するネットワークと内部情報を扱うためのネットワークとの分離や重要なシステムへのアクセスに際しての認証強化等、セキュリティの強靱化を進めています。

今後は、区民の重要な個人情報等をより厳格に管理するため、セキュリティ対策の有効性を絶えず検証するとともに、東京都が構築するセキュリティクラウド²¹に参加するなど、情報システムのセキュリティ対策の更なる強化に取り組んでいきます。

(4) 情報セキュリティ実施体制の強化

情報セキュリティを継続的に維持するためには、情報システムのセキュリテ

²⁰ パッケージシステム … 既製の業務ソフトウェア。多くのユーザが共通的に利用する機能を備えている。

²¹ セキュリティクラウド … 各区市町村が個別に設置している Web サーバの監視等を都道府県が集約して行う事業。通信記録の監視・分析・解析等を行い、高度なセキュリティ対策を実現する。

ィ対策の強化を行うこととあわせ、様々な情報セキュリティの脅威に迅速かつ適切に対応する体制の強化が重要です。

国は、平成 27 年 3 月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、地方自治体において、情報セキュリティ対策の一層の向上やサイバー攻撃等により情報漏えい等が発生した場合の拡大防止・迅速な復旧、再発防止の対策を講じていくことの必要性を示しています。

区はこれまで、情報セキュリティ基本方針等の情報セキュリティポリシーを定め、ISMS²²(現在のISO27001/ISMS)の認証取得等、情報セキュリティを確保するための体制整備や対策の推進に取り組んできました。

今後、情報セキュリティ事件・事故が発生した場合に、より迅速で統一的な安全措置を講じることができるよう、技術的な対策の強化はもとより、人的体制に関しても、情報セキュリティに関する意思決定の最高責任者(CISO²³)や情報セキュリティ事件・事故対応の統一的窓口(CSIRT²⁴)を設置するなど、体制強化に取り組んでいきます。

²² ISMS … Information Security Management System (情報セキュリティマネジメントシステム) の略。国際的に整合性がとれた情報セキュリティマネジメントに対する第三者評価制度であり、財団法人日本情報開発協会 (JIPDEC) が運用する。なお平成 17 年 10 月に ISO27001 が情報セキュリティマネジメントの世界標準として規格化されたことに伴い、平成 18 年 5 月に JIS 規格化され、ISMS 審査は、ISO27001/ISMS 審査に順次移行した。

²³ CISO … Chief Information Security Officer の略。全庁的な情報セキュリティ対策の統括を行う最高情報セキュリティ責任者。

²⁴ CSIRT … Computer Security Incident Response Team の略。情報セキュリティを脅かす事件や事故に対して、迅速かつ適切に対応するための緊急即応体制。

目標 2 行政保有情報の共有・活用の推進

(1) 行政内部情報の高度活用の推進

区の各部門では、様々な情報を収集・蓄積・集約し、そうした情報の調査・分析を行いながら、より効果的・効率的な施策の実施に努めています。

一例を挙げれば、国民健康保険の被保険者の健診データやレセプトデータ²⁵等の分析・活用により、効果的・効率的な保健事業の実施を図るための保健事業計画である「データヘルス計画」を策定し、区民の健康増進や医療費の適正化につなげる取組を推進しています。

また、近年、例えば福祉とまちづくり等、組織横断的に取り組むべき課題が多くなっています。こうした課題に的確に対応していくためには、行政内部の情報について、特定の部門だけで保有、利用するだけでなく、部門間で共有し効果的に活用していくことが重要です。

区では、各部門で収集・作成した情報について、他部門で活用するためのルールの策定やGIS等を活用した情報共有に取り組むことにより、各部門での施策の実施に役立ててきました。

今後、区の保有する様々な情報について組織間・職員間での共有を更に進めていくとともに、情報を分析・評価する手法を工夫することにより、新たな情報の価値を創造し、区民のニーズにより的確に答えられるようにしていきます。また、マイナンバー制度を活用することにより、税の賦課や生活保護の支給等の税・社会保障分野において、より公平・公正な行政サービスを効率的に実現していきます。

(2) オープンデータ²⁶の活用の推進

区は、区公式ホームページ等を通じて、福祉や環境、まちづくり等、区政に関する様々な情報を公開し、公正で開かれた区政の進展に取り組んでいます。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災においては放射能や電力に関するデータ等について国や地方自治体等への情報公開の要請が高まると

²⁵ レセプトデータ … 保険診療を行った医療機関が、保険者（区や健康保険組合等）に対して診療報酬を請求するために、患者ごとに作成した診療報酬明細書。

²⁶ オープンデータ … 著作権や特許等の制限をなくし、全ての人が利用・再掲載できるような形式で提供するデータのこと。

ともに、これらのデータを活用した民間のアプリケーションが開発されるなどの新たな取組が生まれました。

一方、国や地方自治体が提供したデータの中には、機械判読ができず、二次利用に不向きなデータがあり、企業等がこのような情報を活用して震災関連情報を周知することが困難であったといった課題も指摘されました。

このような経験を踏まえ、地方自治体には、保有する情報を単に公開するのではなく、住民や企業等にとってより活用しやすい形で提供し、地域の課題解決や住民の利便性向上につなげていくことが求められています。

区は、平成26年7月に開設した杉並区電子地図サービス「すぎナビ」を通じて、平成27年4月から震災救護所や消火器・防災井戸等の防災設備、災害備蓄倉庫等の防災拠点の地図データを、区民や企業等が活用しやすいように機械判読に適した形式で二次利用可能なデータ（オープンデータ）として公開を開始しました。また、平成28年9月には、オープンデータに関するガイドラインを策定し、更なる取組の推進を図っています。

今後、地図データに限らず区の保有する様々な情報をオープンデータとして公開し、区民や企業等との情報共有を図るとともに、オープンデータを活用した区と区民等との協働による地域課題の解決や区民の利便性向上に取り組んでいきます。

目標3 ICTを効率的・実践的に活用できる人材の育成

ICTを活用したより良い区民サービスを実現するためには、職員一人ひとりが、ICTの進展がもたらす利便性や活用に伴う情報セキュリティ上の危険性を理解した上でICTを使いこなし、更なる業務効率や利便性の向上に努めていくことが求められます。そのため、職員の育成を強化していく必要があります。

現在、区は、業務で利用する基礎的なアプリケーションの操作の習得を目的としたものから、ICTの専門的な知識の習得を目的とするものまで、ICTに関する多様な職員研修を実施しています。

今後、各部門で必要とされる知識やICTの動向を踏まえ、職員が自席で学習可能なeラーニング²⁷等の更なる活用やICTの活用に関する説明会の実施、外部機関を活用した研修等により、職員のICTに関する技術や知識の習得を推進していきます。また、住民情報系システムの再構築を見据えた、業務の効率化や見直し、新たなシステムの運用を担う人材の育成にも取り組んでいきます。

²⁷ eラーニング … パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して行う学習のこと。

第三 情報化基本方針の実現に向けて

情報化基本方針を実現する具体的な事業については、上位計画である「杉並区総合計画・実行計画」との整合性を図りながら、検討作業も含め計画的に実施していきます。

1 アクションプランの策定

情報化基本方針に掲げる情報化施策を具体化するための取組については、3か年の杉並区情報化アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を定め、実施することとします。また、区の財政状況やICTの進展に対応するため、杉並区実行計画と合わせて改定を行います。

新たなアクションプランは、平成29年度を初年度として平成31年度まで3か年の計画とします。

2 情報化基本方針・アクションプランの推進体制

（1）情報化を推進するために

情報化基本方針に基づく取組をより計画的に推進していくため、情報政策部門において区全体の進捗状況の管理と推進を行います。検討課題となっている事業についても、検討作業の具体的な取組の内容を把握して、その推進の支援を行い、情報化に関する計画の実施に向け、具体化していきます。

また、ICTの技術の進歩は著しいことから、必要に応じて外部の専門的な機関からの助言等を活用しながら、専門的な知識や新たな情報を吸収し、情報化を推進していきます。

（2）年度単位のアクションプランの進捗管理の実施

改定時だけでなく、年度ごとでの進捗状況の把握を行うことにより、区の財政状況やICTの変化にきめ細かく対応し、連続性のある適正な改定作業につなげていきます。

杉並区情報化基本方針

登録印刷物番号

29-0024

平成29年7月発行

編集・発行 杉並区総務部情報政策課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
TEL (03)3312-2111(代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並